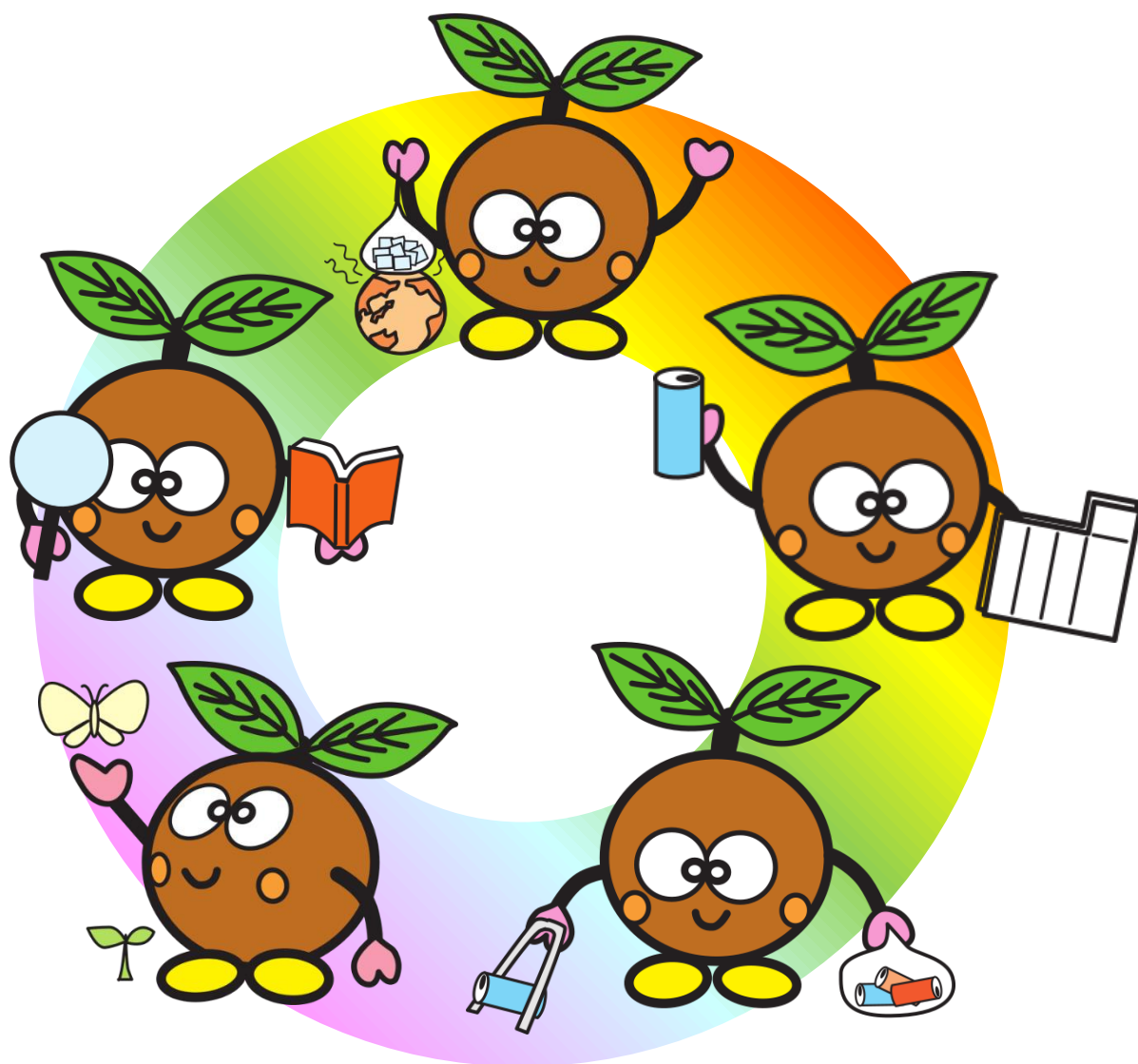


第3期 宇治田原町環境基本計画

含む 宇治田原町地球温暖化対策計画(区域施策編)



令和6(2024)年3月

宇治田原町

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象分野	3

第2章 計画策定の背景

1	国内外の動向	5
2	その他の動向	9
3	宇治田原町の概況	12
4	第2期計画の取組	20
5	環境の現状と課題	30

第3章 目指すべき環境像と基本計画の構成

1	目指すべき環境像	45
2	基本理念と計画の構成	45

第4章 目指すべき環境像を実現するための取組

基本理念1	脱炭素化に取り組むまち（温暖化対策） （宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編））	48
基本理念2	ごみの削減に取り組むまち（循環型社会）	65
基本理念3	快適で暮らしやすいまち（生活環境）	80
基本理念4	豊かな自然と共生するまち（生物多様性）	93
基本理念5	ともに学び行動するまち（学習・協働）	106

第5章 計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	112
2	計画の進行管理	112
3	目標管理項目	113

第6章 資料編



ごあいさつ

宇治田原町は、永谷宗円翁が青製煎茶製法を開発し、広められたことで「日本緑茶発祥の地」といわれており、豊かな自然と伝統文化が息づくまちです。また、町域の形状から「ハートのまち」として内外に広く発信しているところです。

町域の約7割が山林という山間部でありながら都市部に近く、住宅地や産業集積地の開発により人口が増加してきましたが、近年は少子高齢化の波が押し寄せています。

町内は豊かな自然環境に恵まれている一方、野生鳥獣による農作物や森林植生への被害が増加し、地球温暖化の進行により豪雨災害等のリスクも高まっています。

今後、道路交通網の整備等により開発が促進されることが予想されますが、快適な生活環境や自然環境保全との調和を図ることが重要です。

本町では平成19（2007）年度に第1期計画、同25（2013）年度には地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を含む第2期計画を策定し、環境保全や地球温暖化の防止に取り組んでまいりましたが、この度、多くの方々のご協力によりまして、第3期計画を策定するに至りました。

複雑化・多様化する環境問題に対応するには行政だけではなく、住民や事業者の方々とともに取り組む必要がありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご審議いただきました環境審議会及び環境保全計画策定委員会の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

宇治田原町長 西谷信夫

はじめに

- ・本計画書は「第3期宇治田原町環境基本計画」にコラムや資料編等を追加して製作したものです。
- ・本計画書における年号表記は、国内の事象については「元号（西暦）」、海外の事象については西暦のみの表記とします。
- ・本計画書は関係者への配布等のため少数部数を自前で印刷製本しますが、基本的には印刷物を発行せず、紙の使用削減を図ります。
- ・本計画書の販売及び頒布は行っていないため、町役場等の施設に設置したものをご覧いただくか、町ホームページからPDFデータをダウンロードしてください。
- ・令和6（2024）年度には「概要版」を住民の皆様に配布する予定です。
- ・外部から引用したもの以外の本計画書に係る著作権は宇治田原町に帰属します。
- ・本計画書は、計画の一部見直し等により内容を変更する場合があります。

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、目指すべき環境像を実現するため、住民・事業者・行政が協働で取り組むための基本理念や目標、本町の環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境を取り巻く諸課題に取り組むため、次期計画となる第3次計画を策定するものです。

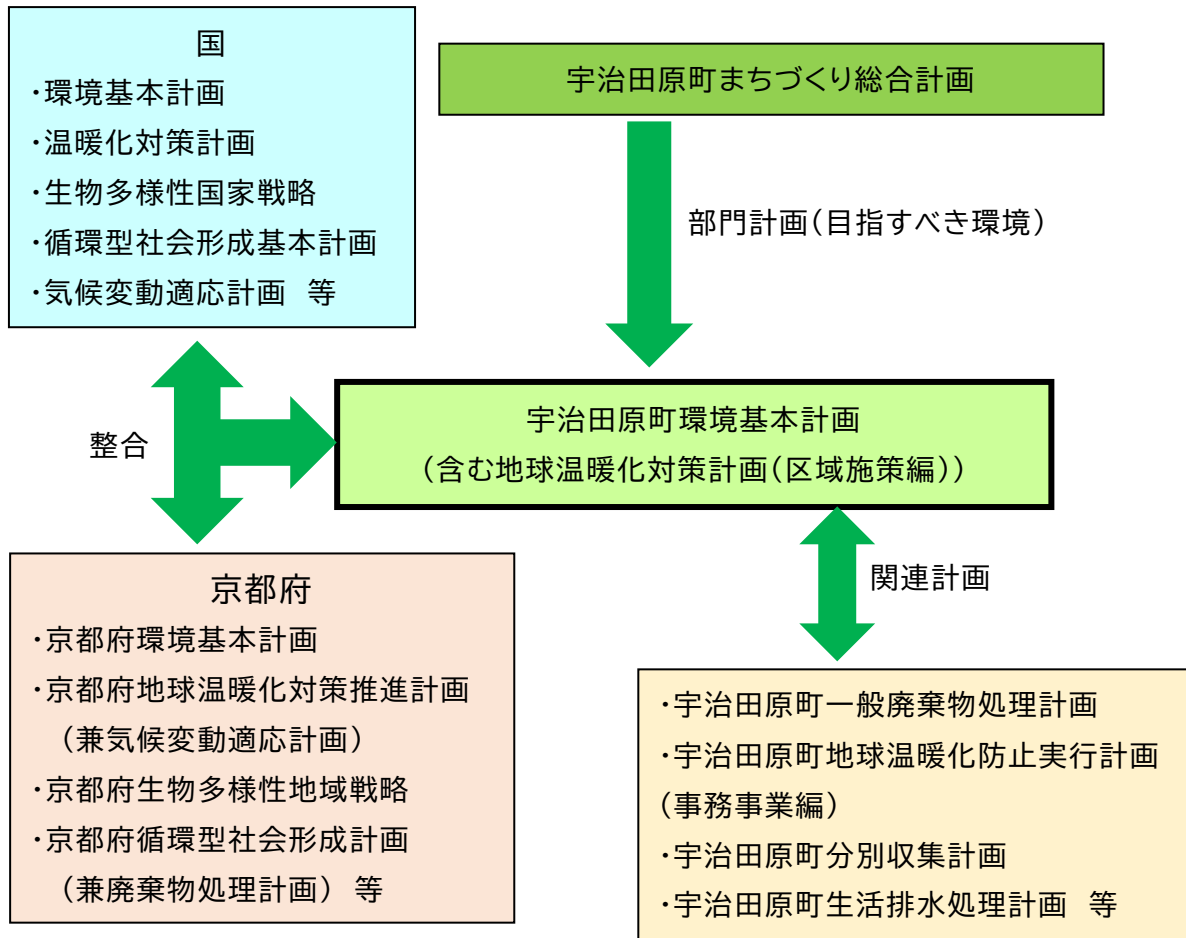
また、本計画には、地域の省エネルギー化の促進や再生可能エネルギー※1導入の促進などの緩和策と、現に進行している温暖化に伴う諸課題に対応するための適応策を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体実行計画に位置付ける「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）」を含むものとしします。

なお、従来は計画の名称を「環境保全計画」としていましたが、環境の保全だけでなく、活用も含め本町の環境に関する基本的な計画という観点から、「環境基本計画」としします。

2 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の環境基本計画、温暖化対策（推進）計画、生物多様性国家（地域）戦略、循環型社会形成（基本）計画等を踏まえるとともに、「宇治田原町まちづくり総合計画」の部門計画として、目指すべき環境像を実現するためのものです。

【図 1 宇治田原町環境基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。その間、計画の進行管理を行い、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて期間の中間（5 年）で見直しを行います。

【表 1 計画の期間】

年 度	令和6(2024)年度～令和 15(2033)年度
計画期間	<div style="text-align: center;"> <p>第3期計画 必要に応じ見直し</p> </div>

4 計画の対象分野

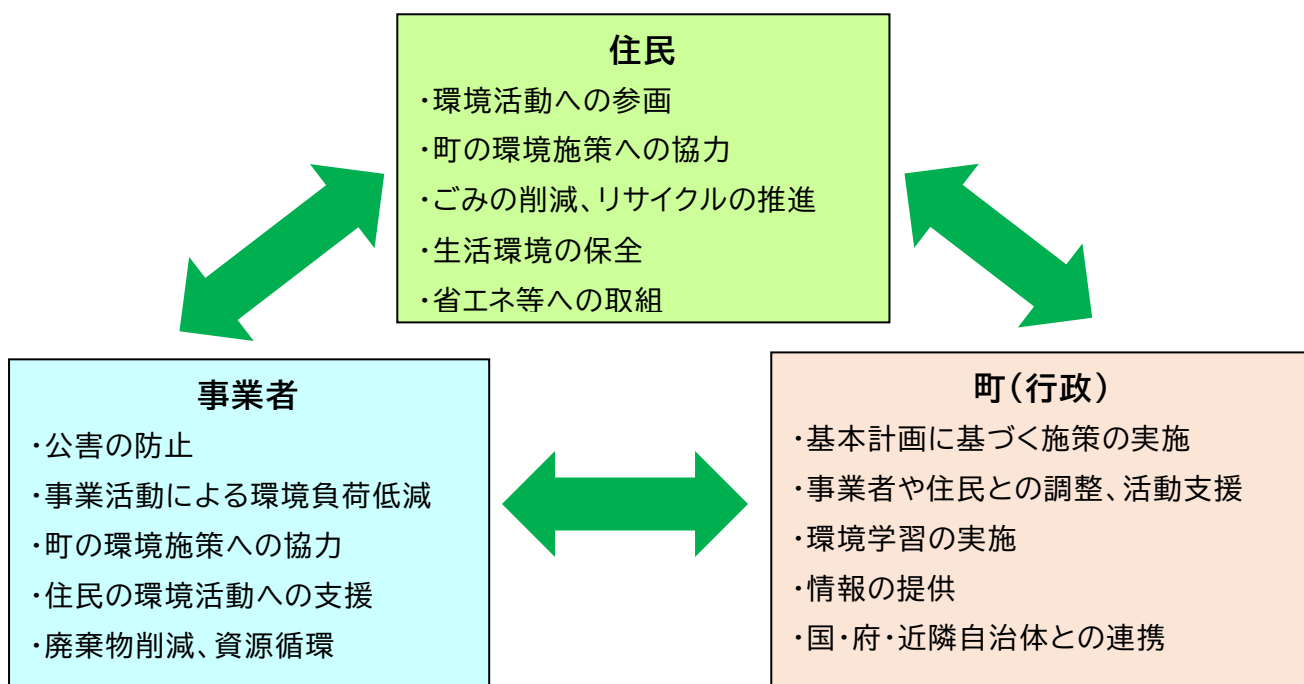
(1) 対象地域

計画の対象地域は宇治田原町全域です。ただし、廃棄物の処理などについては、近隣自治体等とも連携を図るものとします。

(2) 対象主体

計画の対象主体は、「住民」「事業者」「町（行政）」であり、これらの各主体による協働と参画により計画を推進します。

【図2 各主体の役割】



本計画が対象とする環境の分野は、基本理念として示す下記の5つの分野で構成されます。これらは互いに密接に関係しており、特に「学習・協働」については、すべての分野にまたがるものです。

なお、温暖化対策は「宇治田原町地球温暖化対策計画（区域施策編）」に位置付けられています。

【表2 計画の対象範囲】

温暖化対策	温暖化緩和策、温暖化適応策	学習・協働 環境学習 環境保全活動
循環型社会	廃棄物削減・適正処理、リサイクル促進	
生活環境	公害防止、環境美化、動物適正飼育	
生物多様性	自然環境、開発調整、外来種・有害鳥獣対策	